

# 特別支援教育だより

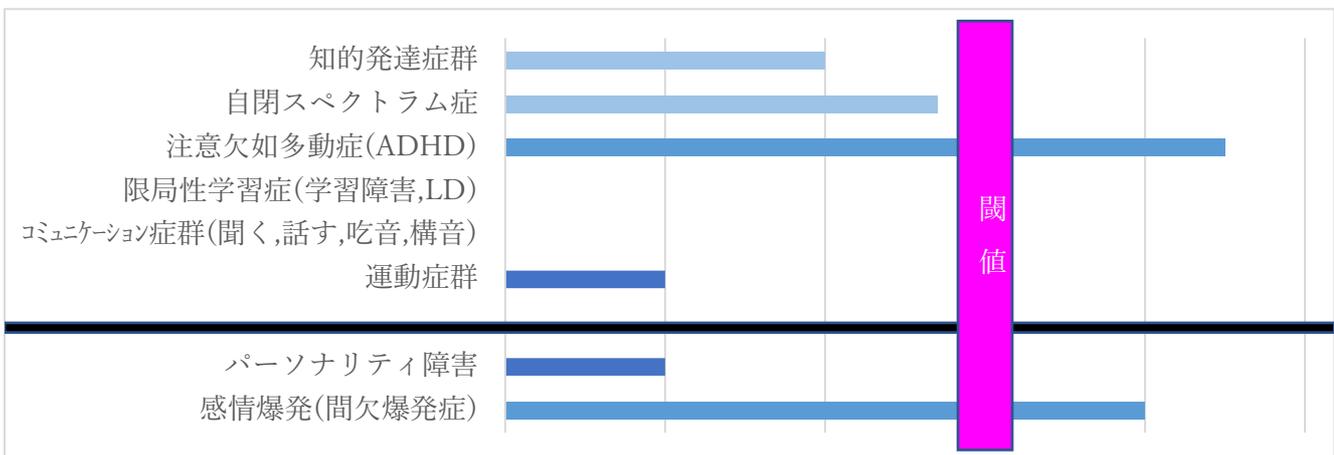
三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園 教育支援部 発行  
令和4年度 第4号（3月13日）

2022年12月に10年ぶりに文部科学省の調査が行われ、発達障害の可能性があり特別な支援が必要な小中学生は通常の学級に8.8%（小学生は10.4%）在籍していると推計されることが分かりました。10年前の6.5%から増加したことが調査により明らかになりました。今回は、通常学級に約1割いるであろう「気になる児童・生徒」について理解するためのポイントと、そういった子どもたちと関わる際に気を付けたいことについて、この紙面にて紹介したいと思います。

## ① 実態把握について

発達を評価するにあたって、1人の子どもが1つだけの精神障がいを持っていることは稀で、いくつかの障がいを合併し、様々な症状を呈することが通例です。精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-5)では、それぞれの症状を分けて考えるのではなく、複数の軸で、それぞれがどれくらい重症なのかを総合的に評価することを重要視しています。つまり、「この子は自閉スペクトラム症だから」で評価を終わらせないようにすることが重要です。具体的には6つの軸+αで評価をしていきます。

- ① 知的発達症群（全体的な知能の遅れ）
- ② 自閉スペクトラム症（社会性の障がい）
- ③ 注意欠如多動症（ADHD）
- ④ 限極性学習症（読む、書く、計算の障がい）
- ⑤ コミュニケーション症群（聞く、話すの障がい）
- ⑥ 運動症（粗大運動やチックの障がい）



上の表のお子さんは、注意欠如多動症の診断を受けています。ただし、診断基準を満たしている（閾値を超えている）のは注意欠如多動症ですが、「聞く話すといったコミュニケーション機能に問題はないが自閉スペクトラム症のような会話のやりとりの難しさがある」「知的障がいの診断は出なかったが、グレーゾーン」という評価ができます。加えて「急にキレるといった感情爆発の問題も大きい」という特徴があります。

このように、1人の子どもを障がいのあるなしで評価するのではなく、合併している症状を見逃さないように多軸で評価することが重要となります。そして、それらを総合的に評価した上で、お子さんの生活に最も支障をきたしている領域から優先して指導を計画することがポイントとなります。

## ②「教室マルトリートメント」について

「マルトリートメント (mal=悪い) + (treatment=扱い)」という言葉は、子どもに対する「不適切な養育」「避けたい関わり方」といった意味で使われます。そして、学校の教室における不適切な指導が「教室マルトリートメント」と呼ばれ、今注目されています。

具体的には、体罰やハラスメントのような違法行為として認識されたものではないけれど、日常的によく見かけがちで、子どもの心を知らず知らずのうちに傷つけているような「適切ではない指導」を指します。例えば、事情を踏まえない頭ごなしの叱責、子どもを萎縮させるほどの威圧的な指導、褒めるべき時に褒めないなどの行為も該当します。以下のような言葉を耳にすることもあってはならないでしょうか。

○質問形式で問い詰めるような言葉

- ・何回言われたらわかるの？
- ・どうしてそういうことをするの？

○脅して動かそうとするような言葉

- ・早くしないと〇〇になっちゃうよ
- ・みんなと〇〇できなくなるよ

○本当の意図を語らずに、裏を読ませるような言葉

- ・やる気がないならやらなくてもいいよ (→本当は「やりなさい」)

○指導者側に責任がないことを強調するような言葉

- ・さっき約束したばかりだよ
- ・ダメって言ったよね

「子どもの将来を思って」「今のうちに何とかしておかないと」といった使命感から、無意識のうちに子どもたちの成長や発達を阻害し、ネガティブな記憶を残してしまいかねない「教室マルトリートメント」。気になる児童生徒との関わりの中では、特に気を付けていきたいですね。

参考：文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」

松浦直己（監修）三重県立かがやき特別支援学校あすなろ分校（編著）『気になる子どもが変わる16の鉄則』（中央法規）

川上康則『教室マルトリートメント』（東洋館出版社）

最後になりますが、今年度も「予防的な取り組み」を推進していく中で数多くの先生方と連携を深めることができましたこと、心より感謝いたします。1年間ありがとうございました。次年度においても伊賀・名張地域の特別支援教育のさらなる充実に向けて尽力していきたいと考えます。どうぞよろしく願いいたします。

(文責 突山)

### 令和5年度の予定

学校見学会 6/13(火)

福祉事業所向け学校見学会 7/4(火)

小学部公開体験授業 7/7(金)←主に年長児を対象、10/6(金)←主に年中児を対象

中学部公開体験授業 7/6(木)←主に小6を対象、10/5(木)←主に小5を対象

※来年度より公開体験授業は主な対象を設けます。まずは6/13の学校見学会にお申し込みの上、公開体験授業へのご参加をご検討下さい。

※変更になる場合があります。新年度になりましたらホームページ等でご確認ください。